別紙

配置調整における留意事項

北海道では、「養蜂振興法及び北海道蜜蜂転飼条例に係る事務取扱要領」（平成 25 年４月 15 日付け畜産第 178 号農政部長通知）、（以下「事務取扱要領」という）により、蜜蜂を新規に飼育又は増群や飼育場所を変更（以下「新規等希望」という。）する場合は、養蜂業の円滑な振興を期すため、北海道養蜂協会各地区養蜂組合（以下「地区養蜂組合」という。）が原則年１回主催する調整会議において協議することと規定しています。（ただし、札幌市都市養蜂に係る配置調整は別途実施する。）

また、蜜蜂飼育者同士の飼育場所は、互いに半径３km 以上（蜂場相互の距離が６km 以上）の距離をおくことを基準としています。

北海道においては、転飼蜜蜂飼育者が多数を占め、冬季間は調整の主体となる蜜蜂飼育者が本道に不在となるため、蜜蜂を飼育する前年の８～９月に調整会議が開催されています。（札幌市都市養蜂については、別途日程を調整して開催しています。）

しかしながら、近年においては、調整会議以外の機会における配置調整希望や、調整結果内容を巡り当事者間で認識が異なる等の諸問題が生じていることから、次のとおり取扱いを定めましたので、適正な調整の実施について留意をお願いします。

１　「蜜蜂飼育に関する調書」（以下「調書」という。）

（１）新規等希望がある場合には、調書を作成の上、７月末日までに設置予定場所を管轄する総合振興局又は振興局を経由して地区養蜂組合長へ提出する。

（２）調書は、蜜蜂の所有者又は飼育（管理）者が作成すること。

２　調整会議の開催

（１）調整会議は、事務取扱要領に基づき地区養蜂組合毎に年１回の開催とする。

（２）調整会議において配置調整を了している飼育場所等において、やむを得ない理由により変更が生じたものについて、地区養蜂組合長（札幌市都市養蜂の場合は札幌市都市養蜂関係者）が特に必要と認める場合はこの限りでない。

３　事前調整の実施

（１）北海道養蜂協会会員以外の者から、新規等希望がある場合には、地区養蜂組合が主催する調整会議の開催前に「事前調整」を実施する。

（２）「事前調整」は地区養蜂組合が、新規等希望者から飼育に関する希望、経験等の必要事項を聞き取りの上、事前調整の結果を基に各地区組合の調整会議等において各組合員と協議と協議する。

（３）事前調整へは、蜜蜂の飼育（管理）者が出席することとし、所有者のみの出席としてはならない。（飼育経験や飼育方法の確認を行うため、実際に蜜蜂を取り扱う者の出席が必要。）